

平成18年5月31日

各位

会社名 アルテック株式会社
代表者名 代表取締役社長 田中 利浩
(コード番号：9972 東証第一部)
問合せ先 社長室長兼経営企画室長 星野 幸広
TEL：03-5363-0922

内部統制システム構築の基本方針に関する決議のお知らせ

当社は、平成18年5月26日の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針について、下記のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という）を整備する。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社は、取締役及び使用人の職務執行が法令、定款及び社会規範に適合することを確保するため、「社友行動指針」、「コンプライアンス規程」等のコンプライアンス体制にかかる規程を誠実にかつ実践的に運用する体制を構築する。
 - (2) 内部監査室は、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は、内部監査室が定期的に取り締役会及び監査役会に報告するものとする。
 - (3) 法令遵守上疑義のある行為等について、取締役及び使用人等が直接通報を行う手段を確保するものとし、その手段の一つとして社外の弁護士による「コンプライアンス・ホットライン」を設置、運営する。通報に際しては、「社内通報規程」によるものとし、通報者に不利益がないことを確保する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 取締役は、その職務の執行に係る情報を文書又は、電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、「文書処理規程」に基づき、保存・管理するものとする。
 - (2) 上記（1）に定める文書等は、必要に応じて閲覧できる状態を維持する。
3. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 当社は、「リスク管理規程」に基づき、グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理する体制を構築する。

- (2) 内部監査室は、各リスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に取り締役に報告する。
 - (3) 取締役会は、経営戦略・経営計画の策定やその他意思決定に必要なリスク分析を行い、経営判断の重要な材料とする。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1) 取締役及び使用人が共有する全社的な目標を定め、その浸透を図るとともに、この目標に向けてグループ各社が実施すべき具体的な目標を定める体制を構築する。また、分掌別権限・責任規程を定め、この目標を実現するための職務及び権限の割り当て体制を整備する。
 - (2) 取締役会は、定期的はその結果のレビューを実施し、効率化を阻害する要因を排除・低減するなどの改善を促すことにより、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。
5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (1) 当社及びグループ各社における業務の執行が法令、定款及び社会規範に適合することを確保するための諸施策に加え、当社及びグループ各社間での内部統制システムに関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。
 - (2) 代表取締役及び取締役は、それぞれの職務分掌に従い、当社及びグループ各社が適切な内部統制システムの整備を行うよう指導する。
 - (3) 内部監査室は、当社及びグループ各社の内部監査を実施し、グループの業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。内部監査の計画、実施状況及びその結果は、その重要度に応じ取締役会等に報告されなければならない。
 - (4) 監査役が、監査役自ら又は、監査役会を通じてグループの連結経営に対応したグループ全体の監視・監査を実効的かつ適正に行えるよう体制を構築する。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
- 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、当社の使用人の中から補助者を選任するものとする。
7. 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性の確保に関する事項
- 監査役を補助すべき使用人の人事に関しては、取締役と監査役が意見交換を行う。
8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- 取締役及び使用人は、監査役からの要請に応じて下記の事項を報告する。

- (1) 取締役又は、使用人の行為が、当社及びグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、不正又は法令・定款違反等。
- (2) 当社及びグループ会社における重要な施策の決定事項、重要な月次報告、業務執行の状況、重大な訴訟の提起等。
- (3) 内部監査室が実施した内部監査の結果。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役と代表取締役との間の定期的な意見交換の体制を確立する。
- (2) 監査役の過半数は社外監査役とし、対外透明性を担保する。
- (3) 監査役は、独自に意見形成するために必要と判断するときは、自らの判断で外部法律事務所、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを活用することができる。

以上